

燃料電池自動車導入事業実施要綱

(目的)

第1条 燃料電池自動車導入事業（以下「本事業」という。）は、水素が日常生活や産業活動に普遍的に利用される水素社会の実現に向け、燃料電池自動車を導入する者に対し、補助金を交付することにより、水素の需要創出と環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済み自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 国庫補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。
- (3) リース契約等 燃料電池自動車の貸主が、当該燃料電池自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池自動車の使用料を貸主に支払う契約又はこれと同等の契約として知事が認めたものをいう。
- (4) 割賦販売 燃料電池自動車の所有者である売主が、当該燃料電池自動車の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該燃料電池自動車の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該燃料電池自動車の所有権が売主に留保されることを条件に、当該燃料電池自動車を販売することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表第1のいずれかの要件に適合する者であつて、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 県税の滞納がないこと。
- (2) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(補助対象自動車の要件)

第4条 補助対象自動車は、別表第2に定める要件の全てに適合するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第3によるものとし、予算の範囲内で交付する。

(県の実施する普及啓発活動等への協力)

第6条 補助対象者は、次の各号に定める事項に可能な範囲で協力するよう努めること。

- (1) 県が実施する燃料電池自動車に係る普及啓発活動等
- (2) 栃木県災害時協力車登録制度への登録

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、令和2（2020）年6月26日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

別表第1 補助金の交付対象者（第3条関係）

説明	内容
補助金の交付対象者の要件	(1) 県内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人 (2) 県内に事務所若しくは事業所を有する法人（国、地方公共団体を除く） (1)又は(2)の個人又は法人と補助金の交付対象となる燃料電池自動車に係るリース契約等を締結したリース事業者

別表第2 補助対象自動車の要件（第4条関係）

説明	内容
補助対象自動車及び補助金交付要件	(1) 国庫補助金の交付対象となる燃料電池自動車であること。 (2) 令和7(2025)年3月1日から令和8(2026)年2月28日に初度登録された自動車（新古車、中古車は除く）であること。 (3) 自動車検査証の自家用・事業用の欄が「自家用」であること (4) 補助対象自動車に係る自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が栃木県内にあること。 (5) リース契約等である場合、契約期間が4年以上であること。 (6) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと。

別表第3 補助対象経費及び補助金の額（第5条関係）

説明	補助対象経費	補助金の額
補助額	燃料電池自動車の購入に係る経費	国庫補助金における交付規程に定める補助額の1/2以内、ただし100万円を上限とする。

※補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。